

第9回堺市・美原町合併協議会会議録

日 時 平成16年2月18日(水)
会 場 美原町立中央公民館(5階 大集会室)
開 会 午後1時開会
閉 会 午後3時閉会

出席委員等(30名)

会 長	米 原 淳七郎								
副会長	木 原 敬 介			高 岡 寛					
委 員	内 原 達 夫	栗 駒 栄 一	野 田 博	筒 居 修 三					
	高 岸 利 之	中 村 勝	米 谷 文 克	池 田 貢					
	中 井 國 芳	小 郷 一	服 部 正 光	池 田 範 行					
	加 藤 均	奥 野 新太郎	肥 田 勝 秀	井 上 敏					
	清 水 謙 一	長 田 光 之	奥 田 ひろ子	高 島 正 一					
	楨 峯 正 一	山 口 典 子	田 中 昭 二	西 原 広 好					
			平 野 紀代子	松 岡 義 典					
			宮 原 嘉 徳						

堺市・美原町合併協議会事務局出席員

吉 田 幸 男	倉 宏 二
藤 田 卓 也	山 岡 一 夫
光 齋 かおり	比 嘉 宏 幸
増 田 宣 典	北 口 雅 章
小 走 伸 吾	三 浦 直 子
吉 野 昭 平	

第9回堺市・美原町合併協議会 次第

1 開 会

2 協議事項

協定項目関係

協議第21号 各種協定項目の取扱い[その5](案)

協議第22号 各種協定項目の取扱い[その6](案)

・・・・協定項目 7、18、24

協議第11号 地域審議会の取扱い[その2](案)

3 その他

4 閉 会

午後 1 時開会

吉田事務局長 恐れ入ります。定刻でございますので、ただいまから第 9 回堺市・美原町合併協議会を開会いたします。

まず、本日の会議資料のご確認をいただきたいと存じます。最初に、A 4 縦 1 枚で第 9 回堺市・美原町合併協議会次第がございます。次に、第 9 回堺市・美原町合併協議会議案書というタイトルで、こちらが協議事項の議案書でございます。委員の皆様につきましては、赤色のインデックスで 1 から 3 の数字を付してございます。資料につきましては以上でございます。

それから、毎度のことでございますが、恐れ入りますが、報道関係のカメラ撮りにつきましては、本日最初の協議事項の説明までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の議長につきましては会長にお願いすることとなっておりますので、これ以降の議事進行につきまして、米原会長、よろしくお願い申し上げます。

米原会長 それでは、ただいまから議事進行に入らせていただきます。

委員の皆様には、第 9 回の合併協議会にご出席いただき、ありがとうございます。本日は、各種の協定項目のご協議をいただきますが、ご出席の皆様には、積極的なご意見をお願いいたしますとともに、円滑な協議会の運営につきまして、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、きょうの会議にご欠席の方は 3 名でございますので、定足数は十分に満たしておりまして、本会議は有効に成立しておりますことをまず申し上げさせていただきます。

なお、会議録の署名につきましては、中井國芳委員さんと西原広好委員さんのお 2 人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、お手元の第 9 回堺市・美原町合併協議会次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。

本日は協議事項が 3 件ございます。

まず最初に、協議第 2 1 号の「各種協定項目の取扱い [その 5] (案) 」を議題といたします。

本件につきましては、前回にご提案をしたものでございますので、今回、ご承認をいただきたいと存じます。

それでは、事務局から説明いたしますので、どうかよろしく、事務局の方、お願いします。
吉田事務局長 それでは、「各種協定項目の取扱い [その 5] 」の修正案につきましてご説明申し上げます。

資料の方は、議案書の 1 ページめくっていただきますと、右肩に協議第 2 1 号 (修正案) と記した資料がございます。これをごらんいただきたいと思っております。委員の方々につきまし

では、赤のインデックスで1とつけているページでございます。これにつきましては、先般の1月の第8回協議会におきまして、組織・機構の取扱いとしてご提案申し上げたところ、委員の方からご意見がございました。当初の提案内容では、「現在の美原町役場を支所とする。」とはなっておりますが、美原区を設置するという趣旨が読み取れないというようなご意見であったかと思えます。したがって、修正案に示しておりますように、調整の内容を、「現在の美原町役場については、新市が政令指定都市に移行し、美原区を設置するまでは、堺市の現行支所行政制度に合わせ、美原町域を所管する支所とする。当該支所の組織及び機構については、将来の美原区の設置を念頭に、新市建設計画に位置づけられる役割、機能及び各種協定項目の調整結果を踏まえ、円滑な行政運営が図られるように整備する。」というふうに修正をさせていただきました。このたび、改めてご提案申し上げるということでございます。

なお、協議第21号のその他の議案につきましては、前回、財産及び公の施設の取扱いでありますとか、基金、それから地区共有財産、公金事務の取扱金融機関、一般職の職員の身分の取扱い、条例・規則の取扱い、大和川下流流域下水道組合、水道事業の公金出納事務、下水道事業の公金出納事務等々がございました。当初提案どおりでございまして、今回、他の部分の内容の修正等はございません。

以上、原案どおり、よろしくご承認いただきますようにご提案申し上げます。以上でございます。

米原会長 どうもありがとうございました。今、事務局からご説明がありましたように、前回、提案いたしました分につきまして、若干、修正をしたらどうかというご意見を委員の皆様方からいただきましたので、そのご意見に従って、このように修正をさせていただいたということでございます。これにつきまして、何かまだご意見等はございでしょうか。

(「なし」という声あり)

どうもありがとうございます。ないようでございますので、お諮りいたします。本件について、原案どおり決することにしてよろしゅうございでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございます。ご異議なしというお声を聞かせていただきましたので、本案は原案どおり決することにいたします。どうもありがとうございました。

次に、協議第22号の「各種協定項目の取扱い[その6](案)」を議題といたします。

この内容につきまして、ただいまから事務局の方にご説明をお願いしたいと思いますので、事務局の方、よろしく申し上げます。

吉田事務局長 それでは、引き続きまして協議第22号「各種協定項目の取扱い[その6](案)」でございます。右肩に協議第22号と記しましたものでございます。委員の方々ににつきましては、赤のインデックスで2と付しているページでございます。よろしゅうござい

ましようか。

協定項目の取扱いにつきましては、前回の協議会までに提案された項目の件数が3,985件でございます。今回ご提案申し上げております71件を合わせますと4,056件となりまして、これで全体の99.6%ということになりました。今回は、議会・行政委員会専門部会のみからのご提案でございますが、ご説明の方、させていただきます。

まず初めに1ページをごらんいただきたいと思います。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてのご提案でございます。調整の内容といたしましては、「堺市制度で実施する。なお、美原町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律、第8条第1項第2号の規定を適用する。」となっております。これは調整の具体的内容欄にもございますように、特例により、美原町の農業委員会の選挙による委員さんにつきましては、堺市の農業委員会の委員の在任期間まで、引き続き在任していただくという内容でございます。また、在任期間終了後の委員定数につきましては、法令の基準に基づき調整するということになってございます。

それでは、続きまして2ページ以降でございますが、議会関係のさまざまな事務事業につきまして、様式1でご提案をさせていただいております。2ページから4ページまでは議員共済事務、それから永年在職議員表彰事務、本会議や議会運営委員会、常任委員会などの事務、会議録の編さん等にかかわる事務などにつきまして、45件の提案でございます。これが2ページから4ページまででございます。

それから5ページ目でございますが、ここも全国市議会議長会の関係でございますとか、負担金関係で13件、続きまして6ページが関係団体、組織等に関するもの12件と、以上のようなご提案内容でございます。

雑駁でございますが、以上、議会関係のご提案ということでございます。内容は以上でございます。

米原会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局の方からご説明のございました点につきまして、委員の皆様方のご質問、ご意見等がございましたら、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

井上委員 美原の井上でございます。今回提案のありました71項目について、私は特に異論はございませんが、協定項目の取扱いに関する協議ということでございますので、少しご意見を述べさせていただきたいと思っております。

堺市と美原町の合併協議では、協定項目として合併の方式から市町村建設計画までの25項目、約4,000を超える事項について協議調整することを第2回の協議会で確認しており、今回の協議会までに両市町の住民サービスの向上と、無理のない形で早期に一体化を図ることを念頭に置き、職員の方々が通常の業務をこなす一方で、協議項目の調整に精力

的に取り組んでいただいた結果、おおむね100%に近い状況にまで協議を進めていただきましたことは、改めて敬意を表したいと思います。また、協議会としましては、一つ一つの階段を、決して急ぐことなく着実に上ってきた積み重ねがあるわけございまして、いよいよ合併協議のクライマックスも刻一刻と迫りつつあることは、皆さんも同様に感じておられるのではないかと考えております。

そういう意味では、私どもに課せられました役割も一段と重みを増してきているところではございますが、それにも増して、堺市長さん、また美原町長さん、そして理事者の方々、両市町の議員、議会議員の皆さんには、さらなる重圧がのしかかっていることは察するに余りあるものがございます。1月29日には、美原町で臨時議会が開かれ、二度目となる住民投票条例制定の審議がなされ、再び否決されたことはご記憶に新しいことと存じますが、堺市におきましても、条例制定の直接請求が始まろうとしております。そのことの是非は別にして、住民意識も一段と高揚してきていることは確かです、合併に関する議論が身近なところで行われ出したことは、公開を前提に進めてきた合併協議会の成果も大であったと考えております。

さて、余すところの協議会日程も限られたものとなり、これまでの議会資料や会議録、改めて眺めておりましたが、先ほど申し上げました、私ども住民の代表者として大変厳しいお立場にある首長や議員の身分等に関する事項が決まっておられませんし、合併協議の土台になるものとして、第1回会議で議論はしましたが、基本4項目がまだ提案されておられません。議員の任期、定数等については、前回、加藤委員や松岡委員もご意見を述べられておりましたけれども、首長や理事者、議会議員は、やはり住民の代表者であるわけですから、今回、提案のある地域審議会も重要ではありますが、合併協議の行く末を見きわめてもらいたい。また、そうすることが住民の負託にこたえることではないかと考えております。

また、4項目としましては、褒美やとか政令市になるためのお手盛り、弱みにつけ込んだ無理難題などと、子々孫々のまちづくりを真剣に考え、対等尊重の立場で協議している私どもの取り組みをやゆする報道も見受けられますが、本会の石原顧問も申されておりましたように、合併協議は、100点満点にどれだけ近づけるかが重要であるわけございまして、そうした意味では、特に美原町としましては、十分に満足のいく形での合併協議をさせていただいたものと考えておりますので、中には吸収合併だと騒ぐ方々もおられるかもしれませんが、合併の方式は編入でも結構だと思っております。また、合併することが住民サービスの向上と、私どもが望むまちづくり推進に効果的であり、政令指定都市への移行と美原区の設置が早急になされるのであれば、拙速とはならない範囲で統合準備期間に万全を期していただき、ことしの12月は別としましては、特例法の期限内の早い時期に合併するという協議会の既定方針どおり合併することが大切ではないかと考えておりますので、このことを十分にお考え願ひ、合併期日を定めてご提案いただきたいと思いますので、よろしく願ひい

たします。以上、意見のみ申し上げます。

米原会長 どうもありがとうございました。ただいまは、特にあれですね、事務局からご説明をさせていただくことはございませんですね、お考えを表明していただいたというふうに理解してよろしゅうございましょうか。

筒居委員 美原町の筒居でございます。ただいま井上委員の方から、未協議案件につきましての項目についてのご発言がありましたので、私も、その件についての思うところを意見として申し上げておきたいというふうに思っております。

私ども美原町の全員協議会におきまして、議員の定数と任期の取扱いについて協議を行いました。特例適用につきましては、マスコミあるいは一部の住民の方々は、強い関心を持っておられることも十分に認識をした上で、やはり住民の利益代表者としての責務を果たすべく、全会一致で在任特例を適用することについての合意がなされました。また、定数特例を適用することについても、昨日の全員協議会におきまして、賛成多数で合意がなされたところであります。詳細につきましては、両議会で調整がなお必要なため、協議案件としては、今回の協議会に提案されておりませんが、マスコミや一部住民間で問題視されております報酬のことも同様であります。

非常に残念なのは、話題性だけを重視して、美原町の議員がそのまま堺市の議員になれば、経費の総額のみをとらえて、おおむね2年間で約7億円ふえるとされておりますが、美原町では、実際に議員報酬として2年間で約3億円を要しております。仮に合併しなかった場合は、10年間で15億円が必要となります。ご承知のとおり、在任特例の適用後は、一定数を除き議員数は削減されます。また、美原町住民4万人弱の税源等も新市の歳入になりますので、単純に見積もっても、その差額は約10億円は行政経費の効率化につながるものと理解をいたしております。

私ども美原町の議員は、堺の議会の一員として、現在の堺市議会議員の皆さんと力を合わせて新市の発展と新市の市民、福祉向上に邁進するという決意でありますので、一方的、一面的な情報のみをうのみにしないでいただきたいことを申し上げておきたいと思っております。

次に、合併の期日であります。平成17年3月までに議会の議決があり、平成18年3月までに合併施行すれば、各種支援制度の適用を延長する合併特例法の改正とともに、平成18年3月末までに知事に申請し、平成19年3月末までに合併する場合は、合併特例法よりは支援内容が若干後退するものの、交付税算定の経過措置等を講じようとする合併推進法の審議が今国会でなされようとの動きがあります。合併施行を遅らせても、全国的に合併を促進しようという苦肉の策とも思われますが、法改正や新法の制定であるから遅らせるというのであれば、それこそ市町村の主体性はどうなってしまうのでしょうか。

合併は、住民サービスや将来のまちづくりを考慮して、自主性に基いて協議し、進められるべきものと考えております。本協議会の場合では、政令市と美原区の設置を早期に目指

すという固有の目標もあるわけですから、そのためにも、特例法の期限内の早い時期という目標を定めてきたものと思っております。

さらに、市町村の場合は、4月1日を始期とする会計年度制を採用しているため、平成17年4月1日には、新市または美原支所の予算が執行されることとなります。その予算は、当然両市町の関係部門間で十分に調整され、立案されるのですが、我々議員は、その是非を判断しなければなりません。しかし、合併施行期日の関係で、美原町の議員が、その議会審議に加われないようであれば、新年度の予算に美原町住民の民意を反映することができず、もし仮に3月協議会で在任特例が認められたとしても、議決権が行使できなければ、議会軽視と言っても過言でない事態となります。

次回の協議会には、遅くとも基本4項目の一つとして、合併期日のご提案があるものと思っておりますが、今申し上げましたことを十分にお酌み取りいただき、検討してもらいたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上で終わります。

米原会長 どうもありがとうございました。

米谷委員 今回、かかっておりません議員の在任特例の問題について、次回の協議になるということですが、若干、それにつきましての検討する問題、また提案する問題について発言をしたいと思っております。

まず、在任特例の適用するかしないかの判断の中で必要なのは、まず1番目には、住民の利益を守るためにはどうすればいいかという点でございます。2番目の問題は、住民感情はいろいろございますが、これに対してどう対応していくかというこの2点ではないかと思っております。まず、1番目の住民の利益を守ることから見た場合、堺市と美原町が合併した場合、以前から触れておりますように、美原町が実施しました住民アンケートの中で、暮らし、まちづくりに対します不安の声が多く示されております。また現在も住民の中から、こうした不安の声が多く出ておるわけでありまして、堺市との合併問題が現実味が帯びれば帯びるほど、この不安は住民間の中に広がっているものと思っております。その点から、議員の在任特例を行い、住民の不安解消のために、各議員が頑張ることが美原町の議員に求められていると思っております。こうした声が私どもにも寄せられております。よって、私どもは在任特例に賛意を示したわけでございます。

2番目の住民感情から見た場合の点でございますが、在任特例が適用されますと、いろいろと費用がかかるとか、いろいろ新聞紙上でも書かれております。厳しい財政状況を心配したことからの問題点も指摘されておりますが、こうしたことを指摘があるわけですが、これらの問題につきましては、住民の感情のいろいろあるわけですが、まず、1番目に公聴会の開催等を行い、住民の皆さんの意見を聞くことをぜひ検討していただきたい。そしてもう一つは報酬問題がまず感情の大きな問題点だろうと思っておりますが、堺市の制度でありますので、私ども美原町の議員からとして、これらの問題点を触れることがどうかと

いうふうにも思うわけではありますが、美原町から見ますと、これらの問題については、どうするかということについては、ぜひ、また堺等での検討をしていただきたいということを要望しておきます。以上でございます。

米原会長 どうもありがとうございました。

栗駒委員 今、協議事項でないことについて、それぞれご意見が述べられました。本来、この第9回の協議会には、いろんな協定項目をすべて提案するというふうな方向で聞いておりましたし、堺の方では、堺市長さんも庁議でそういうふうなことも述べていらっしゃいますので、当然、基本4項目を含めて、議会議員の定数の問題、報酬の問題等も、きょう、この協議会に提案されるというふうにご考えておりましたけれども、提案されなかったのはなぜか、ちょっと私には疑問がございます。ただ、提案されなかった中で、今、特に定数をどうするかということでのお考えがお示しになりましたので、私も私の考えを述べておきたいというふうに思います。

合併をする場合、今回、編入合併を前提としておりますけれども、本来、地方自治法上でいえば、編入合併の場合は、美原町という自治体はなくなりますから、議員の身分、これは失職いたします。以前、肥田委員さんがお述べになった内容でございます。しかし、そうすると、美原町域の皆さん方のこの要望が通らせられないというふうなことがございますから、特例を設けられてきたと。定数特例でございます。これまで堺市は周辺自治体との編入合併を行ってきました。登美丘町、福泉町、泉ヶ丘町、日置荘町等々、これらはいずれも編入合併自治体での定数増選挙、定数特例、これを使って増員選挙を行ってきたと、こういうふうな経過がございます。私は、この定数特例をとるのか、あるいは在任特例をとるのかというふうなことですけれども、私は定数特例、この2名の増員選挙でいくべきだというふうに考えております。

あと少しお聞きしたいんですけども、後でいいんですけども、筒居さん、先ほど、定数特例についても協議会で一致したとおっしゃったんで、後で聞きたいんですけどもね。私は、これは定数特例でいくべきだというふうに考えております。

前自治省の振興課長の伊藤祐一郎さんなんか中心になって編集した市町村合併研究会が編集した、この今回の合併特例法の逐条解説がございます。この中で、在任特例をとる場合の運用上の留意点ということをごわざわざこれを述べております。少しご紹介いたしますと、編入合併における場合ですね、在任特例制度は、合併市町村において選挙を行わずに、合併関係市町村の議会の議員の在任を認める極めて例外的な措置であることから、この制度の活用にあたっては、住民の意向を十分配慮して、合併関係市町村において、この特例措置を採用する必要性を明確にする必要がある、こういうふうなこともわざわざ運用上の留意点として述べております。

いろいろ、今ご意見の中で、住民の方々の、この美原町域の住民の方々のいろんな思いが

あると、ぜひ協定を、これを実際に実現してほしいから、だから、18名現在いらっしゃる皆さん方がそのまま堺市の議員として意見を反映してほしいというお気持ちは私は十分理解しますし、しますけども、しかし、私はこれはあくまで例外的な措置だというふうに考えております。

新堺市の議会はですね、現在の議員が残された期間、当然、美原町域のことも当然審議いたしますけども、当然、人口でいえば、20倍の79万のこの市民全体のことにつきまして審議をしていくわけです。議員は、住民代表といたしまして、選挙されて、その身分を与えられているわけですから、選挙権の平等ということからすれば、もし、定数増の選挙なしに在任をすれば、堺市全体のことにつきまして、美原町の皆さん方の議員は、1人当たり2,000人の重みで堺市全体のことを審議するというふうになります。堺市の議員は、約1万5,000人の重みで審議していくというふうなことになります。7.5倍の格差があるわけですが、この民主主義の重要な一つの考え方といたしましても、この在任特例を適用するというのは、これは非常に慎重に考える必要があるというふうに私自身は考えています。

ですから、今までずっと合併ではですね、本来は地方自治法上では、議員は失職するけれども、しかし定数特例を、これを置いていた。そういうことで、今まで堺市でも編入合併の場合には、2名の定数特例を使って増員選挙を行ってきたというのがこの間の経過だというふうに考えております。

そういう点で、いろいろお述べになりました気持ちを、ぜひ、合併してもどうなるのかと、この協定書の内容をぜひ実際に実現していくためにというお話がありましたけども、私、そのために、この合併協議会があると思うんですよ。慎重に審議をして、そしてその後、当然、両方の町長、市長で協定調印される。そしてその後、両方の議会があると。こういう一連の手続でこの協定書の内容に重みを持たすわけですよ。ですから、それでもなおかつ心配だと、在任特例で18名の議員を、これを在任させなければ、何か心配だというのは、私はいかなものかなというふうに考えております。以上の理由でね、私はこの在任特例じゃなしに、定数特例でいくべきだというふうに考えております。

先ほどちょっとお聞きしましたけども、定数特例でいくべきだということも議決したというふうに、協議したというふうにおっしゃいましたので、そこだけちょっと、筒居さんの内容、ちょっとわからないので、ご説明、ちょっとお願いしたいと思います。以上、私の意見を申し上げておきます。

米原会長 どうもありがとうございました。

高島委員 私もちょっと忙しい時間割いて来てるんですがね、議長、ちょっとしっかりしてもらわないと困るんですよ。きょうの議案書に、今言われている話ね、全然出てないんですわ、実は。だから、私ら、ちんぷんかんぷんで話はわからない。もうちょっと議長らしく、

まず、こういう話を先に進めていただいた上で、時間ができるだけ早く済ませて、来月がもし、この協議会が終了するんであるなら、来月、こういうものを提案する予定になってるから、その件について、もしご意見があるならということで聞いてください。こんなもん、話、全然進みませんが、どないしまんねん。だから、やるんなら、これを先に片づけてから、もし時間があつたら、今の議員定数の問題とか、もちろんこれからそういうことは大事なこともかもしれませんよ。しかし、議長としてももう少ししっかりしてやってもらわないと困りますよ。

米原会長 どうも、おしかりを受けまして、松岡委員さん、ご発言されますか。

松岡委員 ちょっとお聞きしたいんです、栗駒さんか、一応ね、僕は細かいことは、法的なこととか、細かいことはちょっとわかりません。それで、特に僕は議員でもないし、一市民ですから、あんまりごてごてしたことはわからん。そやけど、委員さんはいろいろ議員の中でも論議もされてるやろし、その辺のことを今言われたんやと思うんやけども、僕はやっぱり、冒頭、前の議会のときにも言わせてもろたと思うんですけど、美原は、何せ18名の議員が今回合併するとなくなるんですわ、最終的にはね。それだけに、あと、任期期間中はやっぱり、こんな大きな問題ですから、後々までもチェックをしてもらいたいし、残ってほしいということは前回も前々回も僕は、そういうことを何回も言うてるわけです。それに対して、今の委員さんの言葉、それはええとか悪いとかやなしに、論議すべきやということについてはありがたいことやけども、2,000名の代表やとか1万5,000名の代表やとか、それはもう関係ないことやと思うんです。だから、やはり美原は美原で小さい町やから、そら、もう2,000名であっても、500名であっても関係ないんです。何ぼ1万名でも2万名の代表者であっても、それは関係ない。だから、それは僕は美原の議員だって、皆一生懸命頑張ってくれてるんやし、今後のこの合併の委員の、やっぱり特例法というのは、僕はできるだけ使ったらええんやと思うんです。

先ほど来、冒頭言われましたように、7億がむだな金になるんかどうかわらんけども、実質は7億もかからないんです。また、美原も合併しますと、町民、我々も税金は全部堺市へ入るわけです、少ないいうても。そういうことも構えて、やっぱり考えてほしいし、やっぱりお互いにこれから一緒になって、一心同体になるわけですからね。だから、やっぱりね、論議はどんどん、今言われたように、委員の言われたように、やっぱりやっていかないかんと思いますけどね。そやけど、やっぱり美原のことも、前にも委員言われたように、美原のことを、わしも大分考えてんやと言うてくれたように、やっぱり美原のこと、もうちょっと考えてくださいよ、本当に、あんまり差別せんように、差別されたら、我々も困りますわ、ほんまに。ひとつよろしく。

小郷委員 ちょっと高島さんには申しわけないんですけども、ちょっと議論の経過で、私の方からも発言をさせていただきたいと思いますので、よろしく。

今、栗駒委員、堺市ですね、全体が栗駒委員の考え方と一緒にというふうに思ってもらったら困りますので、あえて私の方から発言をさせていただきたいと思うんです。

私は、先ほど来、筒居委員なり、それから米谷委員の発言というのは、我々堺市にとっては、当然このことは考えなくてはならない。特に我々は、在任特例については、私どもは必要だというふうに考えております。これは何かといいますと、先ほど私もほんまに失礼な言い方したね、申しわけないと思います。2,000人対1万5,000か、こういうのは失礼です。私は、このことについては栗駒委員、何にも言いません。私の方から謝罪したい、同じ堺市の議会議員として、こういう発言は絶対に、僕はむしろ取り消してもらわないかんと思っています。だから、そういう意味合いで、私自身は、やはり編入合併ということで、特に美原町の皆さんは、本当に大きな不安、それと同時に期待もあるかもわかりませんが、不安の方が、私自身には今、大きいのではなからうかと思えます。

先ほど米谷委員さん、おっしゃっておられましたように、やはりこれは、これから美原町の住民の皆さん方の利益を考えて、この合併というものを今回判断されるというふうに思っております。それともう一つ、住民の意向を聞かなくてはいけないということも片一方である。私は、むしろ美原町の議員の皆さんというのは、大変、今、苦しんでおられると思います。というのは、編入ということだけに、それなりに住民の皆さんの不安に皆さん方は、こうこうこうだという解決法、そして将来に向かっての明るい展望、合併はすることによって、美原町の住民の環境も生活も、すべてよくなっていくように努力をしていくんだ。こういうことを皆さんは、恐らく住民の皆さんに言っておられると思うんです。

そういう中からしましても、在任特例というのは、我々議員、例えば堺の私は東の端でありますから、美原町の皆さんとの関連というのは非常にあります。美原町の役場へもしょっちゅう行かせていただいております。しかし、かといって、美原町の住民の皆さんが現実に生活の中で、日常生活の中で、どのようなお考えを持っておられるのか、そして、今回合併についてどんな期待を持っておられるのか、こういうことについては、我々にもわかりません。したがって、そういう点では、在任の2年間、将来の美原町のまちづくりという面から考えて、在任の2年間というのは当然だというふうに思いますし、私はこのことを大いにやはり特例法の中で、法律に違反しているわけではありません。ですから、住民の皆さん、美原町の住民の皆さんのために、皆さん方が一生懸命2年間頑張られる、これは当たり前の話だと思いますから、ぜひ、そういうことについては、私は在任特例というのは、皆さん方から、そういう申し出があれば、我々堺市としては、当然、議会の中で議論しますが、私たちは、それを認めて一緒にやっていきたい。そして皆さんのいろんなノウハウを吸収をしたい。また皆さんも、我々堺の歴史というものを理解していただいて、そしてその中で、これから美原町の中で、どの点が導入できるんだ、この点はできないな、じゃあ、こういうふうにやっていこうと、こんな議論を大いに18名の皆さんと我々が議論していくべきだとい

うふうに考えておりますので、在任特例については、私どもは、大いに歓迎だという気持ちを、栗駒委員とは違った形で発言をさせていただきたいというふうに思っています。

それと、私、在任特例については、いろんな意見があるかも知れませんが、地域住民の皆さんにとっては、このことは決して、お互いにマイナスではない。プラスになっていくものだ。そのように考えております。

経費の問題につきましても、これは私個人の意見ですよ、私個人の意見ですが、今、6億とか7億とか言われてますけれども、しかし、これは一定期間、2年間の問題です。この6億、7億の金が、将来20億、30億になって返ってくるような、そういう政策、制度をつくるべきだ、このように考えておりますので、私は、お金の問題ではなくて、本当にこれから美原町の住民の皆さんが、いかに平和に、そして新しいまちづくりのために頑張っていくための基礎をつくってるんだ、このような理解をしていただくことをお願い申し上げたいと思います。以上です。

米原会長 どうもありがとうございました。

池田範行委員 美原町の池田範行です。今、小郷先生に、大変、我々にとってありがたいお言葉をいただいて、先日の全員協議会の中で、在任特例を18人の議員が全員賛成しました。その中で、今、小郷先生のそういうすばらしい、励ましていただくような、美原町の住民にとってすばらしいご意見をいただいて、私は非常に感銘いたしております。ところが、栗駒委員の先ほどの発言は、これはもう取り消していただきたい。大変あなたは失礼だ。堺市が大きいから、美原町が小さいから、人口のことをおっしゃってますけども、この合併を考えると、対等平等の原則、この中で確認しましたよね。非常に高飛車な意見である。何を言っとるんだと、それはあなたの間違いですよ、認識不足ですよ。

それに定数特例を採用する方がいいという意見の中で、堺市は、登美丘町とか、泉ヶ丘とか、いろんな町と合併をしてくる中で、そういう方法を選んできたからというふうにおっしゃってましたけども、今、そんなことを我々は議論しているのではないですよ。合併の基本4項目を考えると、我々は、編入合併していくんだというような話をしていく中で、やはり対等平等が原則なんですよ。堺市の人口がどうの、美原町の人口がどうの、財政規模がどうのじゃないですよ。

我々が、なぜ在任特例に賛成を、我々というより私が賛成したかということ、やはり美原町のこれからの将来のこと、これは私だけじゃないと思う。18人の議員さんが真剣に今考えておられます。美原町の中では、住民投票条例の制定の問題とか、いろんな経過がありましたけども、その中で、議会はこういう問題を常に議論してきたわけです。美原町にとって何が一番正しいんだ。住民の皆さんにとって何を我々がすべきなのか、それを考えてきた結果が、こういう結果になってきたわけです。

ですから、合併の期日も、私は1月1日です。皆さん、具体的におっしゃいませんでした

けども、私は1月1日以前にするべきだとはっきり思っています。これは、筒居委員も言いましたけども、美原町のために、我々が次の年、17年度の予算審議に加われなかったら、我々1年間、予算浪人しなくてはいけない。美原町の人たちに、どう言いわけするんだ。

1人で言うよりも18人で意見を言った方が私はいいと思っている。それを真っ向から否定されるということでは大変困る。1月1日以前に合併をしていく中で、より美原町のために、私はこれからも考えていきたい。それだけ真剣に私たちは考えている。あなた、大変失礼だ。取り消せ、質問。質問じゃない、意見。

米原会長 ありがとうございます。

栗駒委員 議論ですからね、言葉は丁寧に言っていただきたいと思いますが、私はですね、この合併協議にあたって、あくまでも、住民サービスが、これがよくなるのかと、あるいは住民負担が軽くなるのかと、こういう観点で考えて議論をしてきたつもりです。今回のこの議員の議会の定数の問題については、これは住民サービスとかいう関係ないですね。これは議会の構成の問題であります。

いろいろおっしゃってますけども、気持ちはわかるんです、松岡委員さんね。ずっと協議してきて、そして、こういう協定書をつくってきたと。これが実際に今後、十分に生かされて、美原町の住民の方々のためになってほしいというのも当然です。私もそういうふうにしたいというふうに思っています。その問題と、それと定数特例を採用するのか、あるいは在任特例を適用するのか、これはまた別の問題であります。それで、もちろん法律違反じゃありません。どちらでも採用してもいいです。私はその考え方を言うただけ、当然、皆さん方が堺市の、新堺市の議員になれば、当然、堺市全体についての審議する、そういう任務というんですかね、そういう権限が与えられるわけですよ。ですから、そういう場合のルールとして、どちらを採用すべきかということで申し上げた。それは、美原町の皆さん方のいろんな内容を反映してくれるかどうかという問題じゃありませんね。当然、だから、その定数特例というふうな、そういう制度を設けられて、地方自治法では、本来なくなるけども、2名の増員選挙を実施できるというふうになってるわけですから、それを採用して、当然その場で、この協定書の内容をちゃんとやっていけという議論をすればいいわけであってね、それをどちらをとるかという問題ですよ。そのことを申し上げたんです。

これは美原町の皆さん方のいろんな意見を、これをつぶしていくとか、全然そういうもんじゃありませんよ。そういう問題として申し上げたわけなんです。在任特例を適用するのか、それとも定数特例を採用するか、いつきの考え方を申し上げた。そういうものとして理解いただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、やはりこういうふうにここで議論しているわけですから、別にこの1万5,000人とかいうのは、別に堺市が大きいから、というつもりは全然ありませんですよ。それは、そういう議員としての、そういう議会に出てきましてね、我々住民の代

表として出るわけですから、だから当然そういう重みを持ってやっているということの一つのルールとして申し上げただけの話です。以上です。

米原会長 池田委員さん、なるべく簡単にお願いたします。

池田範行委員 栗駒委員さんね、本当、あなた失礼な人だ。何を言ってるんだ、あなたの言ってるのは言いわけで詭弁じゃないか。美原町の議員をばかにするような、住民をばかにするような、そういう発言はやめていただきたい。何を言ってるんだ、君は。それはやはり取り消していただく中で、今、我々が美原町のここにいる委員、議員、住民が一体何を考え、どうしようとしているのか、そこをあなたは一番考えなくてはいけないのを何を言ってる、自分の考え方が、政党の考え方が、そんなこと今議論になってるんじゃないんだ、美原町では。何を言ってるんだ、取り消せよ。大変失礼だ。

米原会長 大変申しわけありませんけども、ご議論が本日の議題とはかなり離れたところに行ってしまったので、ただいまのご議論は、この辺で終わらせていただきたいと思ます。私自身の感想を申し上げますれば、ここにお集まりの委員さんは、すべて堺市と美原町の合併がよりよい形で実現するようにという、そういう非常に崇高なお気持ちで議論をしていただいていると、これは私、会長として本当にありがたいと、皆さんが本当にこれだけ一生懸命考えてご議論していただいているのは本当にありがたいなと思ます。ただ、先ほど高島委員さんもおっしゃられましたように、本日の議題は、もう少し別のところにございますので、そちらの方に進んでいきたいと思ますので、本当に皆さん熱心に、ありがたいお言葉をいただいておりますけども、本題の方に返らせていただきたいと思ますので、どうかよろしくお願申し上げます。

そういうことで、提案の協議第22号の「各種協定項目の取扱い[その6](案)」をお認めいただけませんか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございます。賛成多数ということで、この第2号案はお認めいただいたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、協議第11号の「地域審議会の取扱い[その2](案)」を議題とさせていただきます。

本件につきましては、本日ご説明を事務局からしていただきまして、それにつきましては委員の皆様方のご意見をいただきまして、ご承認をいただきたいと思っておりますので、まず、事務局より説明をしてください。お願いたします。

吉田事務局長 協議第11号「地域審議会の取扱い[その2](案)」のご説明をさせていただきます。議案の最後の方にございます協議第11号と右肩に記したものでございます。赤のインデックスの3と記入してございます。よろしくお願申し上げます。

それではご説明いたします。地域審議会につきましては、去る第3回の協議会におきまし

て、美原町区域に設置する旨に、既にご承認をいただいております。その際に、地域審議会の組織及び運営等に関する事項につきましては、今後協議という取扱いにさせていただきましたので、今回は地域審議会の設置に関する事項として組織、運営等についてのご提案を申し上げるものでございます。

それでは、次のページをごらんいただきたいと思います。地域審議会の設置に関する事項といたしまして、まず1、設置では、合併前の美原町の区域を対象として設置する旨を記載してございます。

2の名称につきましては、堺市美原地域審議会ということでございます。

3の所掌事務でございますが、これにつきましては、まず といたしまして、市町村建設計画の変更、それから執行状況その他市長が必要と認める事項に関しまして、市長の諮問に応じて審議し、答申すると。 といたしまして、市町村建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べることとなっております。これが所掌事項でございます。

それから、4の設置期間でございますが、市町村建設計画の期間が10年ということでございまして、これと整合を図るとということで、平成27年3月31日までの10年間とさせていただきます。

それから、5の組織でございますが、委員は20人以内、その内訳といたしましては、に示しております公共的団体の役職員、それから学識経験者、公募による選任ということでございます。公募の方につきましては、2名以内というふうにさせていただきます。

それから、6の任期でございますが、委員の任期につきまして2年と、ただし再任は妨げないとさせていただきます。

それから、7の報酬及び費用弁償につきましては、堺市議会議員その他の報酬等に関する条例の規定によることとさせていただきます。具体的には、その中の附属機関の委員の報酬額、月額1万200円を適用するというふうにさせていただきます。

それから、8が会長及び副会長、9は会議に関する規定でございます。済みません、ページが変わっておりますが、会議につきましては過半数で決する。会議は原則として公開することなどを定めてございます。

それから、11の庶務でございますが、庶務につきましては、美原支所において処理するとさせていただきます。

それから、12の委任規定、附則等でございます。この附則の2の部分でございますが、附則2の合併の日以後、最初に設置される審議会の委員の任期、これは6の規定にかかわらず、平成19年4月30日までとさせていただきます。これでいきますと、任期が2年でございますので、5月1日から4月30日までの任期というような形で10年間いくということのご提案でございます。

以上、説明の方は終わらせていただきたいと思いますんですが、先ほど申し上げましたよ

うに、既に設置につきましては、第3回協議会におきまして決定いただいております。美原町内で実施されました住民の方々の説明の席上でも、合併後の協議内容の実効性に対する不安等もあるというようにお伺いしております。できるだけ早くご安心いただくという意味合いもございまして、今回ご提案をいたしまして、ご承認をいただきたいということでご提案をさせていただきます。以上でございます。

米原会長 どうもありがとうございました。

高島委員 この審議会制度を承認する前に一言申し述べたいんですが、ここにおられる方、皆さん、この歌、よくご存じだと思うんですが、ずいずいずっころばしという歌が、わらべうたがあります。ちょっとだけ言いますけど、「ずいずい ずっころばし ごまみそ ずい、ちゃつぽに おわれて とっぴん しゃん」と言って、最後に「いどの まわりで おちゃわんかいたのだーれ」と、大変古いわらべうた、なつかしいと思われる方もおられると思うんですが、これ江戸時代につくられたわらべうたなんですが、もうこのとき既に、米をネズミが食べてチューチューと、それから、お茶碗かいたのだーれと言ってるのは、基本にお茶碗もお米も大変大切な品物であると、我々、今回、合併問題で協議会、9回目を迎えておるわけですが、要は、その遊びのわらべうたの中にも大切なものがあるんですよと、子どもの歌の中にも大切なものがあるんですよということが歌われて継承されて、今日もお子さんの中では歌われておるということをもず頭に入れていただきたいと思うんですが、私はその中で、茶つぽに追われてとっぴんしゃんと、日時に追われてとっぴんしゃんと、日時ということは、今回の協議会が非常に早い時間、もちろん審議もいろいろされたこととは思いますが、もう日時が非常に迫ってきていると。

その中で、協議が来月というのが一応目標にはなっておりますが、だから今の議員制度、私は全然手元に資料がないものですから、本日のテーマと違うでしょうということを申し上げただけのことで、大事なことだと思います。それは、来月だけで事が済むのかどうか私はわかりません。でも、ここへ来て、もしも大事なことがあれば、3月で終わらずに、4月に多少持ち越してでも、貴重な、ここまで来た中で、100%のことは成果は得られなくても、ある程度、その程度の時間的なものはやむを得ないのではないかなと思っております。そこら辺、事務局、どうされるか私はわかりませんが。

振り返ってみまして、両市町の自治体の現状を私は大変勉強させていただきました。これが一つ。

それから、合併をしない場合、いろいろ過去にも委員の皆さん方からもいろんなご意見も出てる。それから、マスコミのいろんな中傷もある。わかって中傷しているのか、わからなくて中傷しているのかわかりませんが、我々は皆、委員の皆さん方は真剣にやっていることは厳然たる事実であります。その中で、万が一、合併をしてなければ、両市町の自治体としても、行政財政改革をしようと思ったら、私、この委員として出席して精査する中で、大変な

英断が要するという事もわかりました。その行政改革を、たまたまこの合併が非常に大きなチャンス、私は是々非々はあるとは思いますが、しかし、こういうチャンスは二度とは来ないのではないかなと。

その中で、いよいよ来月が最終回という中で、私、きょう一言申し上げると申し上げてるんですが、実はのどに小骨が今刺さっておるんです。小骨が抜けてません。

その小骨というのは何かということは、基本的には編入合併、もちろん最初は対等という表現の中で、両方が合併しなかったら行政財政改革するのは至難の技、合併することによって、行政財政改革もしやすい環境になるということだけは事実かなと思います。それは現在の両市町の職員の方々も含め、ここでけんけんがくがくやられている2号委員の議会の議員の方々も含めて、やはりこれらのものが赤裸々に出てきてるわけですから、こんなこと、我々が決めたことだけど、ちょっと失敗したことがあるな、こういうことは注意しなきゃいかん。また、そこに幹部職員の方もおられるけど、我々の知らない分野で、こんなものが出てきたなということも、私は委員ではありますが、皆さんも中には反省されている方も多々おるのではないかなと思います。

今回の合併が、当然目的としましては現状脱皮、これが一番メインになってるはず。その現状脱皮ということは、私、古い川という表現を前にいたしましたけども、古い川のままでは話にならない。要するに、何らかの形でしゅんせつをすることによって、透明性のある川と川が広い川になることを市民も望んでおるし、私ら委員も、そのために時間を使ってやってきたということは事実であろうかと私は思っております。

合併するにあたって、当然、新聞にもいろいろ出ていますが、表現は違うにしても、甘いあんパンが大きなあんパンがぶら下がっていることも事実。だけど、そのあんパンの使い方は、これから、今議題に上がっている審議会、ここでいろいろ精査もされるし、いわゆるモニターじゃなくて、意見具申できる審議制度があるということは、私は大変心強い。その中で、私、のどに刺さっている小骨が取れるのはいつかなと自分で判断してるんですが、二つあるんです。それがこの審議会制度、これがきちっとやれたら、こののどの骨は取れるな。それから、今、両市町の職員の方々が新市になったときの意識改革ができたなら、多分、新市の内容が変わるでしょうから、私の小骨も取れる。そのときに初めて、私は委員の一人としてここへ出ておまして、当然歴史の足跡というのが残るわけです。先ほどの委員さんのお話もございましたけども、その歴史の足跡というものが、必ず残るのは、数年後になるわけですね。その数年後のときに、本当に、ああ改革されたな、よくなったなということがわかったときに、私は委員の責任がやっと果たせたかなと思うわけです。

私が一番のどにかかっている小骨というのは、4,000幾つかの各論が出てます。堺市に数年かかって準じていくという表現、非常に難しい抽象的な表現になっておるんですが、要は、古い川の堺市に私、何回も申し上げますけども、編入合併ですから、やむを得ないん

ですが、古い川の体質のままの足跡に歩調を合わせるというのは、もちろん毎年、毎年、修正、変更とかいうことは行われると私は思っておりますが、そこら辺がどういう形でこの審議会で、いろいろ具申もしたり、意見も言ったり、それをまたどの程度取り上げてくれるか、私は期待もしとし、楽しみにもしとるんですが、ぜひそこら辺を、多分、もう私もお意見申し上げる機会もないと思うんですが、今まで振り返ってみまして、皆さんも大変ご苦労かけて、もちろん事務局の方々も、また、両市町の職員の方々も努力されて、ここまではしてる。現状行われているものを基本にしてつくったのが、こういう形だから、これは私はよく理解しています。ただ、何回も申し上げますけども、古い川のままではあきませんよと。これだけはよく、もう一度申し上げた上で、この審議会制度、私は大賛成です。これがなければいかんと思っております。もちろん、美原町の現議員の方々が、来月出る本題であろうと思うんですが、その人たちも責任上、精査をしていく義務は残っている。これは本来の姿です。人数、それから費用等の問題については、無責任な話ですが、私はちょっとわかりかねますが、とにかく、精査をするという意味においては、市民から選ばれた、町民から選ばれた議員の職責という意味においては、やらなきゃならん。また、やるべきである。私はそういうことを考えておって、一応審議会制度、賛成ということで意見として申し上げておきます。

米原会長 どうもありがとうございました。

松岡委員 この最後の議題ですけども、この中で、設置期間のところですけども、審議会の設置期間は10年間というようになってるわけですけども、これ、大きな課題、合併の中で4項目ございますけども、これが10年間でどこまでマスターできるかどうかわかりませんし、これが延びる場合もあるし。だから、僕は10年という期間を切るべきではないというように思うんです。できれば、原則は10年とするけども、あと、何か継続をするとか、そういうような文章化をひとつ考えてもらいたい。また、5,000項目も6,000項目も時間かけてやってきたといっても、我々は頭悪いから、今の時間では、ほんまに皆頭へ入ってこないわけですね。だから、徐々にまたいろんな思いついたことが出てくるかもわかりません。そういう場合には、やっぱり新しい新委員会の中で、議会でまた論議をしてもらい、徐々によりよい新堺市として発展のためにやってもらいたいと思いますし、そういうことも含めて、この10年を切らずに何とか継続、そういう文章化を考えてほしい。

それともう一つは、最初から僕はちょっと、前回ご質問させてもろたんですけども、お答え全然なかった。ただ、2点させてもろた中の1点の議員の問題については、先ほど来、かなり論議がございましたし、来月の次回には、その具体的なものが出てくるだろうというように思います。

もう一つは、水道局の方へ行かれた問題、これも回答なかった。だけど、これもいろいろ問題点もあるだろうというように私も考えます。前回質問したことです。これはもう別に、

これはこれで、なかなかお答えもしにくい問題でもあらうと思いますので、それはもう結構です。ただし、そういう問題もやっぱりあったということは、合併してからでも、やっぱり心のどこかに置いといてほしい。そういうぐあいに思います。以上です。

米原会長 ありがとうございます。

米谷委員 質問に入ります前に、少し事務局に申し上げます。

先ほどの協議第22号の協定項目については、これはきょうは提案だけだということになっておったのに採決に入っております。これは、我々、この合併協議会の中で、信頼関係というのはルールがあってこそ守られるんじゃないかというふうに思うんで、この点については、非常に信頼関係を奪うものだというふうに思いますので、一言申し上げます。

では、質問に入ります。この市町村計画実現の保障としての地域審議会を設けることにつきましては、それはいいものとしてあるわけですが、一方、第27次地方制度調査会の中で、今後の地方自治体の自治のあり方に関する答申の中間答申が5月に出ました。昨年の5月に出了。合併後の包括的な基礎的自治体の形成と地域自治組織の導入で、合併後、総じて規模が大きくなる基礎的自治体において、住民自治を強化する観点から、地域自治組織を設けることができるとしております。

そして、地域自治組織のタイプとして、1、行政区的なタイプ、そして2番目に特別公共団体的なタイプ、二つを挙げております。その機関として、地域自治組織の長と諮問機関としての地域審議会を挙げ、地域審議会委員選出については、公選、または住民総会を可能とすることも検討するとしてきました。もちろんここで言います地域審議会と議題となっております地域審議会というのは違っております。地方制度調査会の最終答申では、地域協議会という表現に変わっておりますが、住民自治の遂行から見て、地方制度調査会の中間答申の地域審議会についてはどのように考えるのか。また、昨年の11月13日に第27次地方制度調査会の今後の地方自治のあり方に関する答申の4の中に、基礎的自治体における住民自治の充実や行政と住民の協働推進のための新しい仕組みとしまして、地域自治組織の制度化、中間答申と同様の地域自治組織のタイプとして、まず第1番目に行政区的なタイプ、2番目に特別公共団体的なタイプ、二つを挙げ、地域自治組織の機関として地域協議会及び地域自治組織の長を置くとして、市町村合併に際して、地域自治組織を設置する場合には、条例にかえて、あらかじめ合併協議によって定められるとされております。

なぜ、この点を言うかと申しますと、確かに地域審議会を設けるということは良いわけですが、市町村計画のこの地域審議会というのは、市町村建設計画の中で437億円の事業の遂行についてということに規定に、この中ではなるといふふうに思います。そうすれば、美原町の中で、その他の住民の皆さんの住環境を守る課題等については、どう審議されるんかという点が、この地域審議会の中ではカバーができないという問題が残るわけであり。それともう1点は、美原区の支所並びに美原区になった場合の住民自治のシステム

をどうつくるんかという課題からも、今挙げた問題点があるんじゃないかというふうに思っております。

そういう点から、この地域協議会の問題についても、地域審議会の審議に当たって、どう考えているのかということも明確にしなければならないんじゃないかと思っております。

また、これはきょう回答できるかどうかわかりませんが、考えている場合、地域自治組織について、一般制度を考えているのか、法人格を有するものと考えているのか、この点について、今時点で協議をされている内容があれば公表していただきたい。以上です。

米原会長 どうもありがとうございました。ほかに何かご意見。

吉田事務局長 何点か今ご質問がございましたので、それぞれにつきまして、今、申し上げられる範囲ということでお答えさせていただきます。

まず、地方制度調査会中間答申の地域審議会、これをどのように考えるかということでございますが、先ほどご発言の中にごございましたように、基礎的自治体における住民自治の充実、それから住民の方々との協働によるまちづくり、これを推進するための新たな仕組みというふうに理解をしております。

それから、市町村合併における地域自治組織を設置する場合、あらかじめ、協議会によって定めるものというようなご発言がございましたんですが、これにつきましても、地域自治組織の設置を含む、いわゆる合併推進法、これは3月ごろに法案が国会に提案されるというふうにお聞きしております。その設置方法につきましては、今般、提案してご置かず地域審議会と同様に合併後のまちづくりに係る懸念、それから不安、これを合併協議の段階で除去するために協議会の協定項目の一つに取り上げて行われるものであろうというふうに思っております。

それから、新市と地域審議会とは違う地域自治組織の設置が必要であるというようなご発言がございましたんですが、当然、私ども、いつも議論しておりますように、将来、指定都市というものをにらんでのお話でございまして、新市の支所、それから将来の区役所におきましては、住民に密接に関係する事務を処理していくということは当然でございます。地域固有の課題でございますとか、生活地域の問題等につきまして、支所及び区役所における、いわゆる広報広聴活動を通じまして、日常的に意向把握を行うというようなことも考えておりますし、住民参加を促進するシステムづくりも当然検討する必要があるというふうに思っております。住民の方々と一緒にまちづくりを進めるというのが当然のことだというふうに思います。

それから、設置の場合の一般タイプ、特別区タイプの話がございましたんですが、地域自治組織の設置につきましては、関係法案の成立を踏まえ、当然、検討していくべきであろうかというふうに考えてございます。堺市と美原町の合併におきましては、先ほど申し上げました近い将来の政令指定都市への移行をめざすと、その際に、現行の地方自治法に即しまして、

条例規定により行政区を設置するというようなことかと思っております。

それから、先ほど松岡委員さんからありましたご意見につきましても、一言お答えをさせていただきたいと思っておりますが、地域審議会を設置するにあたりまして、いわゆる特例法で一定設置期間を明記すべきものと規定されてございます。そのため、合併本来の目的でございます両市町の一体的な、一体化というんですか、そういうものを図る必要がございます。新市建設計画の実施期間でございます10年というものを一定の期間として、今回ご提案をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

米原会長 どうもありがとうございました。

肥田委員 肥田でございます。先ほどから皆さん方の非常に貴重なご意見を拝聴いたしております、大変いい勉強になりました。ただ一つ、私の気持ちに残りましたのは、松岡委員さんが、前回の会議のときも、水道の問題について2回重ねて質問されました。そして最後のお言葉の中に、今回は回答を得られなかったけれども、次回は必ず回答せよと、こういうことであったと思います。今回は、回答する者もおらんと、おらん事情もあると、何か松岡委員さんのおっしゃる事情とはどんな事情か私はわかりません。しかし、そこまで言われましたら、事案の、私、あえて事案と申しますが、事案の発生場所は美原です。あなたのおっしゃるとおり水道です。そして、だれも発言する者がいないか、これは質疑の中での私の答弁ではないんです。あくまでも、地元におりまして、そしてつぶさにそのときの、当日は私は不在でした。途中で電話を入れまして、るる説明を聞きました。そんなものは追っ払えと私は電話で言いました。しかし、時間も随分過ぎております。もう今さらどうにもなりません。こういうことでしたので、そうかということでしたので、これから私の一番、事前の当日の事前の問題点はつぶさには、私、詳細にはわかっておりません。しかし、事後において、事前事後の中の事後においては、その事前の状況もいろいろと報告も聞いておりますし、あわせまして、ひとつ松岡委員さんのご質問にご報告を申し上げたいと思います。

また、この会場の中におられる皆さんも、どんな内容なんだろう、この席で黙して語らず、だれも言えないのか、こういう解釈をされておられる委員さん、あるいはまた皆さん方もおられると思いますので、今から私の知る範囲のひとつご説明をさせていただきます。

この水道の問題につきまして、やはり合併問題が端を発しまして、そして、これは事前の事案の発生する前には、水道の料金問題で、合併した場合、合併しない場合、この二通りから質問をされた。その先頭に立ったのが、あえて名前は伏せておきましょう、うちの議員です。うちの議員がまず先頭に立ちました。そして、後か後ろか、それは支援者がわかりませんが、堺議員もうちの議員と一緒に来ました。本来なれば、全国どこへ行きまして、我々も、あるいは堺の委員さんも、ここにきょうはおられましてね、エチケット、それぞれの議会へ参りますときに、あるいはまた視察に参りますときに、事前に事務局の方から、

その旨をそれぞれ通告をいたしましてね、そして説明いたしております。

何にもですね、何のこともなしに土足で上がり込むというような、私、この年を迎えるまで、経験したことがないんです。その当日は、うちの議員が、その人を案内したのか、あるいはどうか分かりません。わかりませんが、そして住民投票を守る会と称する市民団体の長、あるいはまたわざわざマスコミ、テレビあるいは報道関係を一緒に同席しております。そして、その他の数名の市民がおられたんですかね。そういう中で、実に数時間に及ぶ、少なくとも四、五時間、私は同席してないから、はっきりとした時間はわかりませんが、例えば、数時間も、そういう人たちに囲まれて、いろいろと質問を受けた。質問じゃないんです、これは詰問であろうと思うんです。そして、状況は軟禁状態ですよ。私であれば、水道所長でなくとも、私であれば、それこそ、力及ぶか及ばんかわかりませんが、暴力否定者の方です。しかし、け飛ばしてでも、そういう無礼な者は追い出しております。本人のいわく、もうみんなに数時間も質問攻めに遭って、矢継ぎ早に、もう答弁するもせんも、精も根も尽き果てて、頭が真っ白になりましたと。何を言われてるんやら、何を説明してんやら、わからなかったんですと、こういう本人の答弁であったんです。

そして、その12月議会のときに、議員からの質疑がありました。質疑の一端の、彼は終わりの時間に、彼の答弁の一端をここで皆さんに、松岡委員さん、特にお聞きくださいよ。切歯扼腕断腸の思い、非常に悔しかったらと思うんです。この水道部長は、現在退職しておりません。退職をせざるを得ないようなところに押し込まれたんです。私にはかわいそうだと思います。それは、どういうことで追い込まれたかと、これはもう、これを読めばわかっていただけだと思いますが。乱入してきた、一言も断りもなしに土足で上がり込んできて、そしてうちの議員とともども、長時間、本人をそういう心境にいたらしめた。無礼千万ですよ、全く。先ほども申し上げたように、全国どこへ行ってもね、そんなルールの知らない無法者は聞いたことがないんです、私は。

そこで、答弁の一端です。住民の面談とはいえ、話し合いの時間が両日ともに4時間近くに及んだことや、4時間です。これも本人が言うてるのは4時間。しかし、多少この4時間の前後になりますよね。新聞記者やテレビカメラがいるなど、私には想像できなかった状態の面談でした。さらに自己紹介をしますと言ったところ、紹介も不要と言われた。前の断りもなく、私は何も聞かされないまま、他市の市議会議員が同席されました。このことは後でわかったのであります。また、その方からも執拗に詰問をされるなど、これ詰問と書いてます。これまで私は経験した住民の皆様との話し合いとは全く違った雰囲気の中で、話し合いであったために、正直なところ、初めから終わりまで、気持ちが動転、狼狽した状態で、頭の中も真っ白になり、通常の状態下での判断が、いや、発言がなかったこともご理解を賜りますようお願いを申し上げます、と答弁させていただいた。これは本人が慟哭そのものの、もう断腸の思いで述べていると私は思います。この席に、その者がおったとしたら、よく

聞いとけ。

その議会の翌日、私は堺の方に参りまして、ということは、議長席から議員の諸氏に事の次第は、きょうまでこの議会を来るまで、皆さんに報告しないままに、堺市へ参ることは遠慮させていただきます。ここでご報告は終わりました。あす早朝、堺市へ参ります。こういふことで、堺議会の方にご報告に参りました。その顛末の次第を申し上げました。

それまでに、いろいろは聞いておったんです。しかし、昔は私自身が、この方とは面談はしておりませんけども、非常に話のわかるね、非常に話のわかる、まず私の聞いた範囲では、ジェントルマンであると、このように聞いておったんです。このような方とはつゆ知らずです、ああ、あの当時のあの人かと、こういうことでした。

そして、いろいろとずっと聞いていますにね、およそ堺議員の一部の方を除きまして、ほとんどの方が、いや、もう恐ろしい人だよと、もう怖いから、あの人のとこだけは避けて通るんやと。だから何を言われても、何をされても、問題にしてないんやと。全く聞いた範囲では、傍若無人の振る舞いである、こういうようなことを議会人ならずとも、まことにこのような不用意な発言かも知れませんが、それぞれの高級官吏に聞きましても、いや、あの人だけは、もうごめんだよと、恐ろしい、怖いと。こういうことで、皆さんからは全く忌み嫌われるというよりも、恐怖心を持って、もうさわらない、そばへも行かないと、もうあの人の一とつげきりに触れると、何か私は真相は定かではありませんけども、2人ほどがやはり議席を離れて、やめられたかどうかは知りませんが、そういうようなことも聞いております。

しかし、私自身は、この合併問題の前に少し聞いておった範囲の中で、80万の都市と言われる、この議会の中で、堺市議会の中で、戦々恐々として怖いという恐怖心を抱きながら、議員さんと議会で仕事をなさってるって、どうも自身は理解できなかったんです。しかし、今回のこの事件を私はつぶさに把握をしまして、ご承知のとおり、今読みましたのは、これは、うそのつくりごとでもないんです。本人は本当に慟哭しました、泣いておりました。最終の答弁の中でいろいろ言うてました、これに類似した。しかし、これをもって彼は降壇したんですが、こういう思いで去っていった。私たちも、これを何にもしてやらずに見送らざるを得なかったという、これはまさに慙愧に耐えん思いであります。

これは何も今回の合併問題に水を差そうと、そんなことはいささかも思っておりません。でも、松岡委員さんから、再三にわたってお聞きをいたしまして、だれもが答弁でき得ないそのまま過ごすのでは、まず、何よりも本人が余りにもかわいそうだと思いますし、また、うちの議会が堺市さんは別としまして、ごめんなさい、先にお謝りしておきます。そういう堺市さんの方々から、うるさいからいうて避けて通っておられるか知りませんが、美原町では、そんなことはないんです。何も避けて通ることもなければ、あの人、怖いからいうて、あの人、怖いから避けて通ろう、そんなんありません。万一、これは表現は不適切か知りま

せん。しかし、合併問題がこのまますなりと、めでたし、めでたしということになってきて、堺の議席を、少なくとも皆さん方とご一緒するようになったときに、私であれば、絶対にそういう怖いから、うるさいからというて、私からこれを逃避する、絶対にありません。

もちろん、議員の中でも最高齢かわかりません。軍隊も行きました。危ない目もしてきました。しかし、嫌いですから、軍隊の話は一切いたしておりません。しかし、こういう無法者が前に立ちふさがったときには、仏教では、一殺多生という言葉があります。仏教では、絶対に殺すという言葉はないんです。しかし、一つを殺して多きを生かす、これによって皆さんが生きているということであれば、もって瞑すべしだと思うんです。私の前に、そういう無法者がもし立ちはだかったときに、刺し違えてでも、堺市全体の市民の皆さんを私は救うと思うんです。そういう義侠心はまだ残っておるということです。

こういう表現の中で、松岡委員さんがおわかり願うかどうかわかりませんが、説明不足だったと思うんですけども、私自身も、うちの美原町議会、小なりと、4万足らずの議会といえども、堺市から見た場合は、80万都市から4万、先ほどからいろいろと、この人口比率あるいはまた、うちの池田委員が言うておりましたように、そういうような形の美原を見下してるんかとか、そんなのではなくして、余りにもね、余りにもこれは土足というよりも、美原町議会、田舎の議会と見くびっての私は土足で上がり込んできたと思ってるんです。まして、議員は最も遵法精神がなければいけません。いけませんけども、法そのものの上に倫理があります、我々には倫理。こんな倫理の二字も守れないようなのは議員じゃないと私はそう思っています。

以上のことで、松岡委員さん、わかっていただけましたか。

そうですね、どうも皆さん、ご無礼をいたしました。失礼します。

米原会長 ちょっと本論からは外れておりますけども、ただいま審議をお願いしておりますのは、地域審議会の設置に関する事項で、お手元の資料の最後の3のところでは別紙と書いてある、こういう地域審議会を設置することにご賛同いただけますかというのが、この第3。

池田貢委員 私自身は、美原町の権利及び利益を守っていくためにも、地域審議会の設置につきましては、これは賛成、結論的には賛成をいたしたいと思います。ただですね、その中で、その3の所掌事項の中で、審議会の所掌事項は次のとおりとするということで、市長の諮問に応じて審議しと、あるいは で建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し市長に意見を述べることとあるわけなんですけども、私自身、ちょっと心配性なもので、実際に、この地域審議会がどのくらいの頻度で行われるのかが、ちょっと書かれておらない。及び の必要と認める事項に関し市長に意見を述べることというときに、どういう段階を経れば、市長に意見を述べるために、この審議会が開催することができるのか、そういう手続面がちょっと不明なもので、その面ですね、きっちり開かれていくと思うんですけども、この期間がかなりあいて、有名無実なものにならないようにするために、私の心配が杞憂に終

わってもらえばいいんですけども、そういうことのないように、この開催頻度及びこういうふうになれば開かれると、開催できるというような状況を書いていただければと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

米原会長 はい、わかりました。事務局、何か。

吉田事務局長 恐れ入ります。詳細の項目が今ないというご指摘かと思いますが、当然、これの運営につきましては、いろいろ諸規定をつくる必要があるかと思いますが、その中で、新市に移行するまでの間に詳細を詰めていきたいということで考えてございます。以上でございます。

米原会長 ありがとうございます。結局、きょうは、こういうものをつくるということにご賛同をしていただければ結構だと、そのように理解してよろしゅうございますか。

それでは、特に今ご質問はありませんですね。じゃあ、ご賛成の方の挙手をさせていただくということでよろしいですかね。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございます。全員賛成していただいておりますので、この3番目の協議第11号「地域審議会の取扱い[その2](案)」は可決されました。どうもありがとうございました。

先に要望、米谷委員さん、ちょっと言うていただけますか。

米谷委員 貴重な時間いただきまして申しわけございません。先ほど高島委員から、協議会の4月までの意見もございましたけども、取り上げられなかったみたいで、次回が最後の協議会になるというように思っております。そこで、若干会議の最後を迎えるにあたって要望しておきたい事項がございます。それは、まず第1回協議会で、合併協議会は合併の是非を検討する場だと、これをまず確認をいたしました。今、美原町の住民の人は、美原町は財政が厳しくなるから堺市と合併すると町長は言っているが、堺市は18年までに750億もの行財政改革しなければならぬ、財政状況は厳しいのではないかと、また、全国の政令都市の財政状況は、どこも厳しい状況になっておる。政令都市になれば、新たな財源が来ると言っているけども、財源がふえる以上に支出はふえるんじゃないか。また、下水道の整備など、多額の市町村建設計画が立てられているが、その実現がされるのだろうか、そのための体制はどのように考えておられるのだろうか。また、堺市の行財政計画で進んでいると言われている商工行政、障害者サービスなどがどのようになるのだろうか。

美原町の説明会で美原の財政説明があったのだが、単独でいけば、財政状況が厳しい状況になるということは理解できるのだが、公共料金は上がる、行政サービスは削られるという説明だけで、こうすれば単独でいけるという検討ではなく、合併しなければならないというおどかしに聞こえる。美原区と言っているが、またモデル区にするという説明がされておるが、現在の美原町のようなわけにはいかないが、どれだけ美原区に自治権、財源が移譲され

るのか、また、住民自治を守る自治システムはどのように確立されるのか。事務事業の協定項目の調整は5年後に検討や見直すとしてされているが、何か5年すれば、すべて行政は悪くなるような印象を受けるのだがとかいう、こういう意見が寄せられております。

また、不安を持っておられるわけですが、合併の是非を検討するという事は、これらの住民の皆さんの意見、不安を合併協議会で取り上げ、協議するものだと思っております。そのためには、合併協議会には、これらの住民の意見、不安にこたえる資料の提出が検討されることが求められているのではないのでしょうか。しかし、今まで8回の協議会の席上、これらの判断資料の提出をいろいろと求めてまいりましたが、部分的にはやっと提出されたものもございしますが、依然として資料は明確になっていないと思っております。合併協議会もあと1回で終わるわけですが、これらの資料を提出せずに協議会が終了することは、せっかく事務局の皆さんの努力はもちろん、協議会の委員の皆さんの努力も無視することになるんじゃないかと思うわけでありまして、何よりも市町村合併の一番の地方分権も住民自治の充実も絵そらごとになるのではないかという懸念を持つわけでございます。

昨年の11月13日の第27次地方制度調査会の今後の地方自治のあり方に関する答申にも、特に住民に対して合併による新しいまちづくりの可能性等、合併に関するさまざまな具体的な情報を提供することが必要であり、住民自身が地域の基本課題として、合併について真剣に考えることが重要であると書かれております。その点から、ぜひ、今から述べます七つの点についての資料を提出をいただきたいと思っております。

合併した場合、しない場合の住民にわかりやすい財政資料の提出、前回は10年間の合併した場合のシミュレーション、単年度ごとに示していただきたいというようにお願いをいたしました。これができておりません。また、政令都市になった場合の財政状況、確かに財源はふえるだろうが、支出がふえてくるわけですが、これについても、いまだに出されておられません。また、美原支所、美原区の権限、財源、住民システムはどのようにするか、これも示されておられません。市町村建設計画、または地域愛創造支援事業の担保、これの保障システムがどうなっているか。5番目に、堺市が行財政改革を行った場合の行政サービスの変化の具体的内容。行政サービスの案は示されましたが、具体的内容が示されておられません。六つ目に、合併特例債が終わるまでの財政シミュレーション、七つ目に、事務事業の調整について、5年目途だとか当面とかいう言葉が使われておりますが、これの言葉上の整理を要望してまいりましたが、これがいまだに出ておりません。

以上、七つの点をぜひ検討されますよう要望いたします。

米原会長 それでは、続きまして、3、その他に移らせていただきます。

報告事項と事務連絡事項が数件ございますので、事務局より説明いたします。

では、事務局、お願いいたします。

吉田事務局長 恐れ入ります。少しお時間をちょうだいいたしたいと思っております。

まず、市町村建設計画の策定の終了につきましてご報告を申し上げます。市町村建設計画につきましては、前回の協議会におきまして、協議会としての案を決定いたしました。その後、大阪府との正式協議を行ってきたところでございますが、本日、協議が調いまして、大阪府知事から正式に異議のない旨、ご回答いただいております。これをもちまして、市町村建設計画の策定作業、すべて終了ということにいたしたいと存じます。今後は、速やかに計画書を作成いたしまして、合併特例法の規定に基づきます総務大臣、それから大阪府知事に送付するということになります。委員の皆様方を初めとする関係の方々にも当然お届けをする予定でございます。

計画書につきましては、協議会のホームページ、それから両市町の情報コーナー等に配架をいたしまして、公表する予定でございますので、1点ご報告を申し上げます。

それから、今ご説明申し上げました建設計画の協議経過をもとにいたしまして、両市町における大阪府の支援制度、また、国の支援制度もございまして、少しご説明をというふうに考えてございます。資料の方で協議会だよりの第7号、これの6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

大阪府の支援策でございますけれども、平成14年7月には、記載してございます大阪府市町村合併支援プランが作成されました。この支援プランの対象地域は府が合併重点支援地域に指定した地域等でございます。堺市と美原町は平成15年4月22日にその指定を受けたわけでございます。支援策の内容でございますが、市町村建設計画の協議等を踏まえた府事業の実施、それから府の補助金や貸付金を活用した市町村事業への支援、そして、これら支援措置の具体化されます地域版支援計画の策定などがございまして、堺市・美原町の地域版支援計画につきましては、合併を通じたまちづくりに対する支援、それから行財政運営等に対する支援などを内容といたしまして、近く策定されるものと伺ってございます。その中で、市町村建設計画に記載いたしました、今後大阪府と具体的に協議を行うとしてございます大阪府事業につきまして、重点的に実施する事業として、この支援計画の中に盛り込まれると伺ってございます。

それから、次に国の支援策でございますが、まず、合併特例債についてでございます。これは合併協議会が作成いたします市町村建設計画に基づいて行う新市の、いわゆる一体性の確立、それから均衡ある発展などに資する事業、地域振興等のために設けられる基金造成事業について発行することが可能な起債ということでございます。他の起債に比べまして非常に有利な条件でございまして、事業費の95%が起債で対応できまして、その元利償還金の70%の額が地方交付税の算定基礎に算入されることになるということでございます。

前回の協議会におきましてご説明をさせていただきましたとおり、当合併協議会で承認をいただいた財政計画に算入してございます合併特例債を発行した場合の償還の影響でございますが、堺市をベースとした場合には、その公債費の1から2%程度にとどまると見込まれ

るということは前回ご説明をさせていただいております。

7ページの方へ移らせていただきます。普通交付税の算定の特例との関係でございますが、合併が行われた年度と、それに続く10年度は合併しなかった場合と同様に算定された交付税額が保障されると、段階的に合併後の市で算定した本来の交付税の額へと縮減されるということでございます。

このほか、普通交付税に関する特例といたしまして、合併直後の臨時的経費に対する措置、これは電算システムの統一などに要する経費に対しまして、合併後、5カ年度にわたる支援措置があると、堺市と美原町が合併すれば、総額30億円程度が措置される予定ということでございます。

次に、中ほどの特別交付税でございますが、記載でございますように、合併前及び合併を機に行う新たなまちづくりなどに対しまして、3カ年にわたりましての特別交付税が措置される。堺市、美原町が合併すれば、総額5.5億円が措置される予定でございます。

さらに補助金についてでございますが、合併準備補助金として合併準備に必要な経費として市町村当たり500万円が補助されるとともに、合併特例債以外の措置として市町村計画に位置づけた事業に対しましての市町村に応じた補助が3カ年にわたり受けられると。堺と美原が合併する場合には、上限で総額4.5億円が補助される予定であるということでございます。

また、行政上の支援策として一番下に記載してございます政令指定都市の指定の弾力化がでございます。17年3月までに合併した場合には、政令指定都市の弾力的な指定が検討されるということございまして、少しご説明の方、させていただきます。

最後でございますが、第10回協議会でのご提案が何が残っておるかというのが少しご説明させていただきます。

まず、基本4項目の取扱いでございます。合併の方式、これは原則として堺市への編入合併を前提に協議を今まで行ってきたわけでございますが、これの確認。それから期日、合併特例法の期限内の早い時期を目途とすること、これは先ほどから議論出てございます。それから、市の名称、事務所の位置、これらにつきましての確認をさせていただくということでございます。それから、先ほども議論ございましたが、市議会の議員の方々の定数及び任期の取扱い、これが協議残ってございます。それともう一つは、特別職の職員の身分の取扱い及び給料、報酬について、これの取扱いについての提案が予定されてございます。以上が第10回の合併協議会で提案を予定している主な項目でございます。

長々と説明いたしました、以上でございます。

米原会長 どうもありがとうございました。本日予定しておりました議題は一応全部終わりました。次回は、ただいま事務局からご説明ありましたように、合併の方式、合併の期日、新市の名称、役所の所在地ですか、こういう問題を取り上げさせていただきます。次回は

3月17日水曜日午後1時から、堺商工会議所会館で第10回目の協議会を開催させていただきますので、委員の皆様方にはよろしくご出席のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の第9回合併協議会を閉会させていただきたいと思えます。

どうも長時間にわたりまして、いろいろと本日は有意義なご意見をたくさん出していただきましてありがとうございました。本日は、本当に本音の議論をしていただきまして、大変ありがたかったと思えます。どうもご苦労さまでございました。

午後3時閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 年 月 日

会 長 米 原 淳七郎

署名委員 中 井 國 芳

署名委員 西 原 広 好